

第 1 2 4 号議案

足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年
足立区条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「、3 月 1 日」を削り、同条第 2 項中「、3 月に支給
する場合においては 1 0 0 分の 2 5、6 月に支給する場合においては
1 0 0 分の 1 0 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 1
0」を「1 0 0 分の 1 2 0」に改める。

第 2 9 条第 2 項中「、3 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 5、
6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 0 5、1 2 月に支給する場
合においては 1 0 0 分の 1 1 0」を「1 0 0 分の 1 2 0」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員の 3 月の期末手当の支給を廃止する必要があるので、
この条例案を提出いたします。